

平成30年4月23日

全難聴構成団体長様

NPO法人福井県中途失聴・難聴者協会

理事長 大嶋 實

FAX 0776-54-2858

PCメール oosima@kore.mitene.or.jp

新谷氏見解と本来の意思疎通支援事業

ログ問題について、「難聴者の明日NO179」の「要約筆記事業の発展とログ問題」で、新谷理事長が見解を述べられました。この見解は意思疎通支援事業を狭く解釈し、難聴者自らを不利な立場に追いやっています。

その矛盾点の一部を以下に述べたいと思います。

皆様方は各地において難聴者の権利を守る立場にあります。ぜひ、この問題点を認識下さいますようお願い申し上げます。

記

1 要約筆記事業としての意思疎通支援事業

厚労省の意思疎通支援事業実施要綱（障企自発0327第1号）の第1条には、要約筆記について「円滑なコミュニケーションを図ることにより、自立と社会参加の促進に資することを目的とする。」と書いてあります。

新谷氏は、意思疎通支援事業は手話等と同じだから、要約筆記は①その場で消えてなくなる②二次利用してはならない、と主張していますが、法律の趣旨は難聴者の特殊性を考慮した円滑なコミュニケーション、これによる自立と社会参加が目的です。

通訳には「狭義の通訳」と「広義の通訳」があります。前者は音声言語を書記言語に変換する単なる通訳です。後者は意思疎通を保障するための準備、環境整備、支援などを含めた通訳行為全体を指します。

養成テキスト（要約筆記者養成テキスト下巻P90）にも「言語変換としての通訳（狭義の通訳行為）」「社会福祉援助実践を含む・・・通訳行為・・・を『広義の通訳行為』と呼びます」と記されています。

もし、「狭義の通訳」で意思疎通がスムーズにできるのなら「広義の通訳」はそれほど問題になることはありません。

しかし、文字を読むこととメモをとることが同時にできないとか、音声文字化されるときに多かれ少なかれ時間差を生じるといった要約筆記固有の問題に加えて、要約筆記を利用する際の周囲の理解の問題や、中途失聴・難聴者であることで抱えてしまっているさまざまな問題が、意思疎通や情報獲得に少なからぬ影響を与えます。

そういった問題を解消するための「広義の通訳」は必要不可欠です。

「広義の通訳」は個別性が高く、社会の協力を得て実現される性質のものが多く、合理的配慮として社会の理解は得やすいものです。

内閣府が29年11月に出した「障害者差別解消法【合理的配慮の提供等事例集】」の合理的配慮の事例に次のようなものがあります。

1-(2)-4 聴覚・言語障害【生活場面例：教育】

(事例) 難聴がある影響で、授業を聞くこととノートを書くこととの両立が難しいときがある。

(対応) 授業の撮影は禁止されているが、障害の状況から合理的配慮の提供に当たると判断し、黒板の撮影を認めることとした。

ここにはその場限りだからとか、消えてしまうものだからといった硬直した考えはありません。生じている困難を解消するのに何が必要かを禁止事項にとらわれず柔軟に判断しています。

新谷氏はログの利用を通訳の目的外だと言っていますが、それは「狭義の通訳」の目的に含まれないという意味でのことです。そういう意味では、中途失聴・難聴者であることに起因する諸問題のため意思疎通に困難を来している場合の支援についても同じことが言えます。

大勢の健聴者が参加する研修会や講習会にたった一人で参加する中途失聴・難聴者の場合には周囲の理解という問題に直面します。中途失聴・難聴者のペースに合わせることを求めるのか、中途失聴・難聴者の理解を補完する手立てを考えるのかは、周囲の理解の程度や会の特性を考慮しながらの判断になります。

ログは通訳の結果できてくるものです。通訳の副産物であり、成果物です。その利用は社会通念や法の制約の中で認められる性質ものです。「通訳はその場限りだから、消えていかなければならない」というのはその人の単なる思いにすぎません。それは信念かもしれませんが、強制できるものではありません

新谷氏は、全難聴の理事長として、これらの問題について、難聴者の困難な実情を理解し、権利の擁護に努める義務があると思いますが、逆に難聴者を不利な立場に追いやる結果になっています。

(全難聴定款第3条の目的にある「難聴者等の福祉の向上及び権利の擁護に寄与する」)

最後に、皆様、今回の通常総会並びに理事選任はとても重要です。困っている難聴者の立場に理解ある方々が、ぜひ理事に立候補され、ご活躍いただきますようお願いいたします。

以上